

県営土地改良事業変更計画概要書

暗渠排水事業 永子地区

県営土地改良事業（暗渠排水事業・永子地区）変更計画概要書

1. 変更の概要

工種	変更前		変更後		増減	
	事業量	事業費 (千円)	事業量	事業費 (千円)	事業量	事業費 (千円)
純工事費 暗渠排水	A=4.3ha	23,000	A=4.0ha	25,960	A=△0.3ha	2,960
測量試験費		5,000		5,000		
用地買収及 び補償費						
小計		28,000		30,960		2,960
工事雑費						
事務費		1,400		1,548		148
合計		29,400		32,508		3,108

2. 変更の理由

(1) 受益面積の変更

当初予定していた暗渠排水施工箇所について、地元からの要望、土壌タイプ、地下水位、降雨後の地表残留水、地耐力、土壌の透水性を踏まえ、再度精査したところ暗渠排水工の面積が減となった。

(2) 事業費の変更

人件費、物価の高騰により事業費が増額となった。

3. 事業計画概要

第1章 目的

本地区は湧水等による農地の湿田化により稲作において労働力の過剰投下及び畑利用等転作を進めていく上で大きな支障となっており、農業者の高齢化や担い手不足が顕著な情勢を踏まえると、施設の更新整備と併せて施設管理の省力化や効率化を図る必要が生じている。

このため、本事業により地下水位を低下させ、付加価値が高い低農薬のトマト、ピーマンの生産拡大を実現するために暗渠排水の整備を行い、農業生産性の向上を図ることで、農作業の共同化や担い手となる農業者への農地集積を推進させ、安定した競争力ある農業経営の展開を目指すことを目的とする。

第2章 地域の住所及び現況

第1節 地域の住所

愛媛県上浮穴郡久万高原町直瀬

第2節 現況

本地区は久万高原町北部に位置し、周囲を山脈に囲まれた標高500mから700mの中山間地域である。

昭和57年から平成5年に、県営ほ場整備事業川瀬地区において、農業生産基盤が整備され、この優良農地を活用し、地域の特性を活かしたブランド米「久万高原清流米」や収益性の高い夏秋野菜を生産することにより、高品質な農業生産地として長期的に農地を活用することを目指しているが、老朽化した農業用水施設の管理に多大な労力を要しており農業の継続に支障をきたしている。

第3章 基本計画

第1節 計画の要旨

地下水位を低下させ、付加価値が高い低農薬のトマト、ピーマンの生産拡大を実現するために暗渠排水の整備を行い、農業生産性の向上を図ることで、農作業の共同化や担い手となる農業者への農地集積を推進させ、安定した競争力ある農業経営の展開を目指す。

第2節 環境と調和への配慮

本地区は環境配慮区域にあり、棚田地域の景観保全・山間地域の農地が有する多面的機能の維持と都市住民の癒しの空間として活用する。

整備内容が比較的簡易な整備であることから、特に問題はないと思われるが、工事中の有害物質の流出防止や、騒音についても配慮を行う。

第4章 工事及び管理の要領

第1節 主要工事の内容

暗渠排水 A=4.0ha

第2節 管理の要領

(1) 管理者

上浮穴郡久万高原町永子地区水利組合
が管理する。

(2) 管理すべき施設の種類の種類

暗渠排水 A=4.0ha

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

(単位：千円)

科 目	金 額
工 事 費	25,960
測量及び試験費	5,000
用地費及び補償費	
事業費計	30,960
工事雑費	
事業主体事務費	1,548
合 計	32,508

第7章 効用

事業実施により、湿田の乾田化により湿害が防止されることに伴う増収による作物生産効果、また、溝掘りや手刈り作業軽減に伴う経費が減少する営農経費節減効果、維持管理費節減効果、国産農産物安定供給効果など事業投資に見合う効用が発生するものと見込まれる。

第8章 他事業との関係

関連事業名	地区名	事業概要
農業用排水施設整備事業	永子	農業用排水施設 L=5,210m

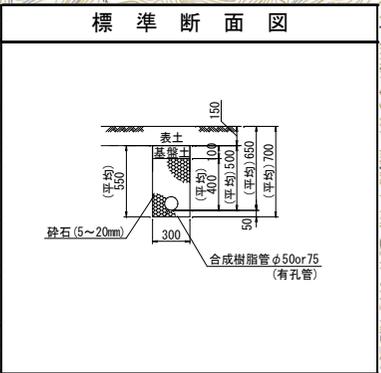
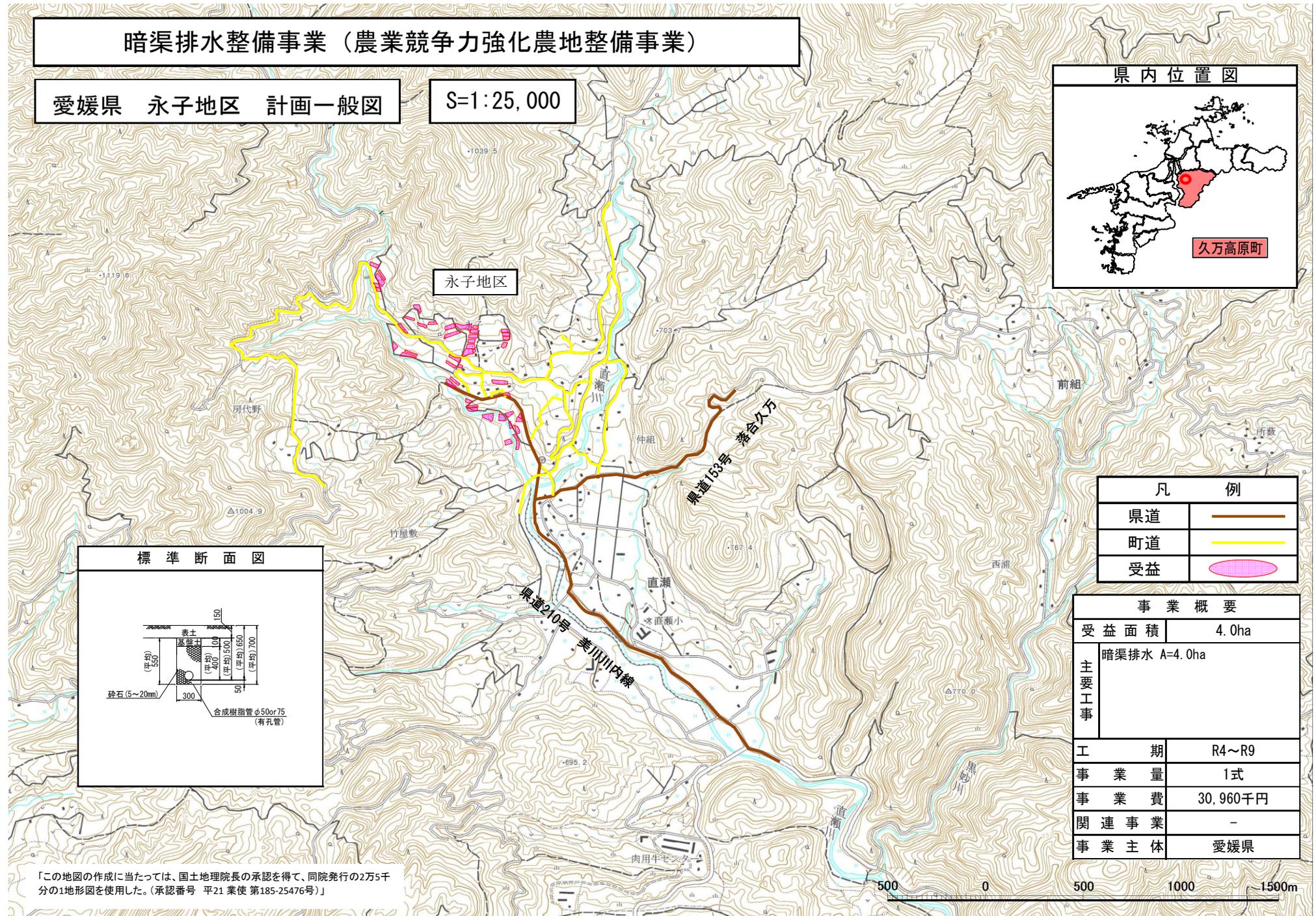
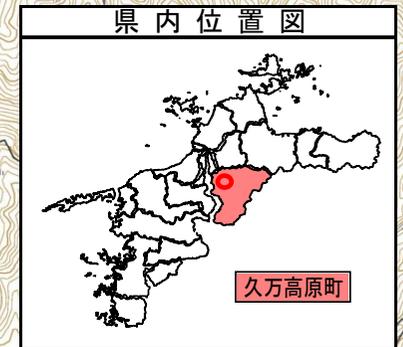
第9章 計画概要図

別紙のとおり

暗渠排水整備事業（農業競争力強化農地整備事業）

愛媛県 永子地区 計画一般図

S=1:25,000



凡 例	
県道	
町道	
受益	

事業概要	
受益面積	4.0ha
主要工事	暗渠排水 A=4.0ha
工期	R4~R9
事業量	1式
事業費	30,960千円
関連事業	-
事業主体	愛媛県

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平21業使 第185-25476号)」



県営土地改良事業（暗渠排水事業・永子地区）における事業費等の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

国庫補助金		
暗渠排水事業	(15,400,000円)	
		17,028,000円
県費負担金		
暗渠排水事業	(7,700,000円)	
		8,514,000円
地元負担金		
暗渠排水事業	(4,900,000円)	
		5,418,000円
計	(28,000,000円)	
		30,960,000円

2 事務費の負担区分の予定

県費負担金		
暗渠排水事業	(1,400,000円)	
		1,548,000円
計	(1,400,000円)	
		1,548,000円

() は変更前

3 地元負担の予定基準

地元負担金5,418,000円のうち4,179,600円を土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定に基づき久万高原町が負担し、残り1,238,400円は、法第91条第2項の規定に基づき、久万高原町県営土地改良事業分担金徴収条例により久万高原町が法第3条の資格を有する者から地積割を基準として徴収し、県へ納入する。

内 訳

工 種	負 担 者	久万高原町分	
		久万高原町	受 益 者
暗渠排水事業（事業費）		4,179,600円	1,238,400円
暗渠排水事業（事務費）		0円	0円
計		4,179,600円	1,238,400円

4 特別徴収金

暗渠排水事業の施行に係る地域内の土地につき法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあつては当該指定に係る年度）の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。